

東根市民生活応援商品券事業 レンタルスマートフォン利用条件

東根市民生活応援商品券事業において、実行委員会が用意するスマートフォンを利用する際の条件を次のとおりとし、利用する場合は当該条件に同意したものとみなします。

1. 利用できるスマートフォン

- スマートフォンは次の仕様と同等以上の物です。
- ・OS iOS18.0 以上または Android15.0 以上
 - ・通信速度 4G回線以上
 - ・通信容量 毎月上限 5 ギガバイト
 - ・画面のサイズ 5.4 インチ以上
 - ・カメラ画素数 メインカメラ：1,000 万画素以上

2. 利用期間

令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 9 月 14 日（月）

3. スマートフォン利用負担金の支払い

- (1) 利用負担金は、次表の算定期間における売上の 3% × 利用台数、又は 6,000 円 × 利用台数のいずれか低いほうの金額を、売上金の振込の際に控除させていただきます。

	算定期間	支払日（売上金から控除する日）
第1回	4月30日（木）～5月31日（日）	6月8日（月）
第2回	6月1日（月）～6月30日（火）	7月7日（火）
第3回	7月1日（水）～7月31日（金）	8月7日（金）
第4回	8月1日（土）～8月31日（月）	9月7日（月）

※現時点での予定です。上記日程は変更になる場合があります。

- (2) 途中からレンタルスマートフォンを利用する店舗の利用料金については、別に定めます。

4. レンタルスマートフォンの引き渡し

- (1) スマートフォンは、4 月 15 日（水）以降にお渡しします。お渡しする場所や時間は別途ご案内します。

5. レンタル商品の使用管理責任

- (1) 利用者は、善良な管理者としての注意義務をもって、スマートフォンの使用・管理をお願いします。
- (2) スマートフォンの使用・管理について、加盟店に責任がある事由によって、実行委員会又は第三者に損害が生じた場合には、加盟店の責任においてこれを処理してください

い。実行委員会は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

6. 加盟店の責によるスマートフォンの破損・滅失等

- (1) 加盟店に責任がある事由(盗難・火災を含む)により、スマートフォンを故障・破損したときは、修理等にかかる費用をお支払いいただきます。

7. レンタル期間中の途中解約

- (1) 4月30日より前にレンタルスマートフォンの利用を中止する場合、実行委員会事務局に申し出てください。
- (2) 「3. スマートフォン利用負担金の支払い」に定める各算定期間の始期以降に解約した場合、当該期間の利用負担金は1台あたり6,000円となりますのでご了承ください。

8. スマートフォンの返却

- (1) 9月14日(月)までに、実行委員会事務局(市商工観光課)にご返却ください。